

II 本論

1. ガイドラインの策定状況

各地方公共団体における都市計画道路の見直しは、各都道府県・市町村が定めた都市計画道路の見直しガイドラインに基づいて実施されている。都道府県・政令市への調査の結果、以下に示すような社会情勢の変化等の理由により、ガイドラインは適宜更新されている。

(主なガイドライン更新理由)

- ・ 人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢の変化に伴って、効率的・効果的な選択と集中により質的充実を図っていく必要性が高まっているため [群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県]
- ・ 都市計画決定から長期間にわたり整備が進まない道路が存在しているため [群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県]
- ・ 長期未着手の都市計画道路に対する考え方が司法の判例^{*}に示されたため [大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県]

※H17.11.1 最高裁判決 盛岡市における市道区域決定処分取消等請求訴訟
本手引き P24～26 「盛岡市都市計画道路の都市計画決定に関する訴訟について」 参照

※H20.3.11 最高裁判決 伊東市における建築不許可処分取消請求訴訟
本手引き P27 「静岡県都市計画道路の都市計画決定に関する訴訟について」 参照

- ・ 上位計画の更新に伴い、それを踏まえた必要性の検証が求められるため [群馬県]

都市計画運用指針発出以降、平成 29 年 3 月 31 日時点の各都道府県及び政令市で策定された都市計画道路の見直しガイドライン策定状況は表 1 及び表 2 の通りである。

表 1 都道府県の見直しガイドライン一覧 (H29.3.31 時点)

都道府県	ガイドライン名	策定期期
北海道	都市計画道路の見直しガイドライン	平成 19 年 2 月
青森県	都市計画道路見直しガイドライン	平成 17 年 8 月
岩手県	都市計画道路の見直しに関するガイドライン	平成 17 年 2 月
宮城県	都市計画道路見直しガイドライン	平成 20 年 3 月

都道府県	ガイドライン名	策定期期
秋田県	秋田県都市計画道路見直しガイドライン(案)	平成 17 年 5 月
山形県	平成 16 年度山形県都市計画道路見直しガイドライン	平成 17 年 3 月
福島県	長期未着手都市計画道路見直しガイドライン	平成 18 年 3 月
茨城県	茨城県都市計画道路再検討指針	平成 18 年 3 月
栃木県	栃木県都市計画道路検証の基本指針(案)	平成 19 年 3 月
群馬県	都市計画ガイドライン(都市計画道路の見直し編)	平成 18 年 6 月 平成 25 年 7 月
埼玉県	都市計画道路の検証・見直し指針～社会状況の変化に対応した都市計画道路の見直し～	平成 17 年 3 月 平成 25 年 6 月
千葉県	都市計画道路見直しガイドライン	平成 17 年 3 月 平成 22 年 3 月
東京都	東京における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画)	平成 16 年 3 月 平成 18 年 4 月 平成 28 年 3 月
神奈川県	都市計画道路見直しのガイドライン	平成 18 年 3 月
山梨県	都市計画道路見直しガイドライン	平成 19 年 3 月
長野県	都市計画道路見直し指針	平成 18 年 3 月
新潟県	新潟県都市計画道路見直しガイドライン	平成 18 年 12 月
富山県	富山県都市計画道路見直しの基本的指針	平成 17 年 9 月
石川県	石川県の都市計画道路見直しガイドライン	平成 15 年 12 月 平成 19 年 3 月
岐阜県	都市計画道路の見直し方針(案)	平成 13 年 5 月 平成 20 年 7 月
静岡県	静岡県都市計画道路の必要性再検証ガイドライン	平成 19 年 3 月
愛知県	都市計画道路見直し指針	平成 17 年 3 月
三重県	三重県都市計画道路の見直しガイドライン	平成 19 年 3 月
福井県	福井県都市計画道路見直しガイドライン	平成 19 年 2 月
滋賀県	滋賀県都市計画道路見直し指針	平成 19 年 3 月
京都府	京都府都市計画道路網見直し指針	平成 18 年 7 月

都道府県	ガイドライン名	策定期期
大阪府	都市計画(道路)見直しの基本方針	平成 15 年 3 月 平成 23 年 3 月
兵庫県	都市計画道路網見直しガイドライン	平成 16 年 12 月 平成 23 年 3 月
奈良県	奈良県都市計画道路の見直しガイドライン	平成 17 年 3 月 平成 22 年 7 月
和歌山県	和歌山県都市計画道路見直し方針	平成 23 年 3 月 平成 25 年 3 月
鳥取県	鳥取県都市計画道路見直しガイドライン	平成 15 年 6 月 平成 21 年 3 月 平成 27 年 3 月
島根県	都市計画道路見直しの基本方針	平成 17 年 3 月
岡山県	岡山県都市計画道路見直しガイドライン	平成 17 年 3 月
広島県	広島県都市計画道路見直し基本指針	平成 17 年 3 月
山口県	都市計画道路の見直し基本方針	平成 18 年 3 月
香川県	香川県都市計画道路見直しガイドライン	平成 19 年 3 月
徳島県	徳島県都市計画道路見直し基本方針(ガイドライン)	平成 18 年 12 月
愛媛県	愛媛県都市計画道路見直しガイドライン	平成 20 年 3 月
高知県	都市計画道路見直しガイドライン	平成 19 年 9 月
福岡県	福岡県都市計画道路検証方針	平成 17 年 8 月
佐賀県	佐賀県長期未着手都市計画道路見直しガイドライン	平成 19 年 11 月
長崎県	都市計画道路の見直しガイドライン	平成 18 年 8 月
熊本県	熊本県都市計画道路見直しガイドライン概要	平成 17 年 11 月
大分県	都市施設の整備・見直し方針(道路)	平成 17 年 4 月
宮崎県	宮崎県都市計画道路見直しガイドライン	平成 19 年 3 月
鹿児島県	長期未着手都市計画道路見直しガイドライン	平成 20 年 5 月
沖縄県	沖縄県都市計画道路の見直しガイドライン(案)	平成 18 年 10 月

※都市計画運用指針が発出された、平成 12 年 12 月以降について記載している

※ は、2 回以上策定した地方公共団体を示す

※策定期期によりガイドライン名が異なる場合は、最新の名称を記載している

表2 政令市の見直しガイドライン一覧（H29.3.31時点）

政令市	ガイドライン名	策定期期
札幌市	札幌市都市計画道路の見直し方針	平成20年3月
仙台市	仙台市都市計画道路網見直し方針	平成21年3月
さいたま市	道路網計画づくりの指針	平成17年10月 平成23年11月
千葉市	千葉市都市計画道路の見直しのガイドライン	平成18年9月
川崎市	都市計画道路網の見直し方針	平成20年6月
横浜市	都市計画道路網の見直しの基本的な考え方	平成18年2月
相模原市	都市計画道路見直しの方針	平成23年3月 平成25年3月
新潟市	都市計画道路の見直し方針	平成22年3月
静岡市	第2回静岡市都市計画道路見直し指針	平成20年3月 平成29年3月
浜松市	浜松市都市計画道路の見直しガイドライン	平成20年6月 平成24年7月
名古屋市	都市計画道路整備プログラムの見直し方針	平成17年3月 平成28年6月
京都市	都市計画道路網の見直し指針	平成21年8月
大阪市	長期未着手の都市計画道路の見直し方針	平成25年1月
堺市	都市計画道路見直し方針	平成16年3月 平成26年11月
神戸市	都市計画道路整備方針	平成12年8月 平成23年3月
岡山市	(岡山県のガイドラインに従う旨を市ホームページに公表)	平成17年3月
広島市	都市計画道路見直しの基本方針	平成18年11月
北九州市	都市計画道路網の見直し(再編素案)について	平成16年12月
福岡市	福岡市都市計画道路検証方針	平成19年12月
熊本市	熊本県都市計画道路見直しガイドライン	平成17年11月

※都市計画運用指針が発出された、平成12年12月以降について記載している

※ は、2回以上策定した地方公共団体を示す

※策定期期によりガイドライン名が異なる場合は、最新の名称を記載している

表3 都道府県の見直しガイドライン概要(2/10)

都道府県の見直しガイドライン概要

都道府県名	最終策定時期	2) 見直しの対象路線抽出の見直しの手順				3) 都市計画道路の見直しの観点				4) 廃止・変更の影響(交通量推計の活用)	5) 市民への公表・意見反映	6) 見直しサイクル	備考
		(1) 見直し対象の分類(存続、変更、廃止以外)	道路種別	未着手時期	都市計画MPとの関係	(7) 必要性に関する評価	(イ) 実質性に関する評価	(ウ) 総合評価	(エ) 廃止・変更の影響(交通量推計の活用)				
山形県	平成16年度山形県都市計画道路見直しガイドライン	(7) 見直し検討の流れ 記載なし	幹線幹線のみ	30年を経過	都市計画MPとの関係 必要性の検証で、MPでの位置づけの有無を確認	上位計画における位置づけ ・都市計画道路の機能 (市民生活機能、空間機能、交通機能)	事業可能 ・代替の検証 ・事業上の配座事項の有無 ・可能性を有する可能性を有	見直し方針の検討 ・道路特性(道路機能、道路配座プラン)の中で道路構造等を含む	重要、廃止した場合の影響(交通量の検証に活用)	記載なし	概ね10年程度を目安	都市計画道路路線全体の検討は本ガイドラインによらず、別途、総合都市交通体系調査などを実施して行うが望ましい。	
福島県	長期未着手都市計画道路見直しガイドライン	記載なし	幹線幹線のみ	20年以上未着手	必要性の検証で、MPでの位置づけの有無を確認	・まちづくりにおける必要性 ・都市計画道路の機能における必要性 ・道路網における必要性	道路網における必要性を有する可能性を有	見直し方針の検討 ・道路特性(道路機能、道路配座プラン)の中で道路構造等を含む	記載なし	記載なし	記載なし		
茨城県	茨城県都市計画道路見直しガイドライン	記載なし	全ての都市計画道路	20年以上未着手となつている区間を有する路線と特別な事由がある路線	必要性の検証で、MPでの位置づけの有無を確認	・上位計画における必要性 ・都市計画道路の機能における必要性 ・道路網における必要性	代替する必要がある可能性を有	見直し方針の検討 ・道路特性(道路機能、道路配座プラン)の中で道路構造等を含む	重要、廃止した場合の影響(交通量の検証に活用)	記載なし	記載なし		
栃木県	栃木県都市計画道路見直しガイドライン	記載なし	幹線幹線のみ	30年を経過 その他、計画当初未着手となつている区間を有する路線	必要性の検証で、MPでの位置づけの有無を確認	・上地利用、まちづくり、上位計画・関連計画 【主要幹線幹線、都市幹線幹線、補助幹線、支線】 ・都市計画道路の機能 ・交通機能 ・防災 ・その他	必要の検証で、MPでの位置づけの有無を確認	見直し方針の検討 ・道路特性(道路機能、道路配座プラン)の中で道路構造等を含む	重要、廃止した場合の影響(交通量の検証に活用)	記載なし	記載なし		
群馬県	群馬県都市計画道路見直しガイドライン	記載なし	幹線幹線のみ	30年を経過 その他、計画当初未着手となつている区間を有する路線	必要性の検証で、MPでの位置づけの有無を確認	・上地利用、まちづくり、上位計画・関連計画 【主要幹線幹線、都市幹線幹線、補助幹線、支線】 ・都市計画道路の機能 ・交通機能 ・防災 ・その他	必要の検証で、MPでの位置づけの有無を確認	見直し方針の検討 ・道路特性(道路機能、道路配座プラン)の中で道路構造等を含む	重要、廃止した場合の影響(交通量の検証に活用)	記載なし	記載なし		

表3 都道府県の見直しガイドライン概要(4/10)

都道府県の見直しガイドライン概要

都道府県名	最終決定時期	1) 都市計画道路の見直しの手続		2) 見直しの対象路線抽出の考え方		3) 都市計画道路の見直しの観点		(7) 必要性に関する評価	(4) 実現性に関する評価	(7) 総合評価	4) 係止・変更の影響予測(交通量・用地費・用地費率の活用)	5) 市街への公衆・意見反映	6) 見直しサイクル	備考
		(7)見直し検討の流れ	(4)見直し結果の分類(存続・変更・廃止以外)	道路種別	未着手時期	都市計画道路の区分関係	交通・防災・環境空間、市街地形成の計画							
山梨県	都市計画道路見直しガイドライン 平成19年3月	①見直し候補路線の選定 ②見直し家の作成	重要路線の見直し(重要路線は「保留」)	都市計画道路 交通・防災・環境空間、市街地形成の計画	未着手時期 記載なし	都市計画道路の区分関係	必要性の検討(必要性の検討、必要性の検討、必要性の検討)	交通・防災・環境空間、市街地形成の計画	環境への影響(まちづくりの意向、事業性の評価)	都市計画道路の計画(計画路線が幅寄せ令に適合しているかどうかにあわせて、計画の進捗状況、計画の進捗状況、計画の進捗状況)	係止・変更の影響予測(交通量・用地費・用地費率の活用)	市街への公衆・意見反映	見直しサイクル	備考
長野県	都市計画道路見直し指針 平成18年3月	①見直し候補路線の選定 ②見直し家の作成	重要路線の見直し(重要路線は「保留」)	都市計画道路 交通・防災・環境空間、市街地形成の計画	未着手時期 記載なし	都市計画道路の区分関係	必要性の検討(必要性の検討、必要性の検討、必要性の検討)	交通・防災・環境空間、市街地形成の計画	環境への影響(まちづくりの意向、事業性の評価)	都市計画道路の計画(計画路線が幅寄せ令に適合しているかどうかにあわせて、計画の進捗状況、計画の進捗状況、計画の進捗状況)	係止・変更の影響予測(交通量・用地費・用地費率の活用)	市街への公衆・意見反映	見直しサイクル	備考
新潟県	都市計画道路見直し指針 平成16年12月	①見直し候補路線の選定 ②見直し家の作成	重要路線の見直し(重要路線は「保留」)	都市計画道路 交通・防災・環境空間、市街地形成の計画	未着手時期 記載なし	都市計画道路の区分関係	必要性の検討(必要性の検討、必要性の検討、必要性の検討)	交通・防災・環境空間、市街地形成の計画	環境への影響(まちづくりの意向、事業性の評価)	都市計画道路の計画(計画路線が幅寄せ令に適合しているかどうかにあわせて、計画の進捗状況、計画の進捗状況、計画の進捗状況)	係止・変更の影響予測(交通量・用地費・用地費率の活用)	市街への公衆・意見反映	見直しサイクル	備考
富山県	都市計画道路見直し指針 平成17年9月	①見直し候補路線の選定 ②見直し家の作成	重要路線の見直し(重要路線は「保留」)	都市計画道路 交通・防災・環境空間、市街地形成の計画	未着手時期 記載なし	都市計画道路の区分関係	必要性の検討(必要性の検討、必要性の検討、必要性の検討)	交通・防災・環境空間、市街地形成の計画	環境への影響(まちづくりの意向、事業性の評価)	都市計画道路の計画(計画路線が幅寄せ令に適合しているかどうかにあわせて、計画の進捗状況、計画の進捗状況、計画の進捗状況)	係止・変更の影響予測(交通量・用地費・用地費率の活用)	市街への公衆・意見反映	見直しサイクル	備考
石川県	都市計画道路見直し指針 平成19年3月	①見直し候補路線の選定 ②見直し家の作成	重要路線の見直し(重要路線は「保留」)	都市計画道路 交通・防災・環境空間、市街地形成の計画	未着手時期 記載なし	都市計画道路の区分関係	必要性の検討(必要性の検討、必要性の検討、必要性の検討)	交通・防災・環境空間、市街地形成の計画	環境への影響(まちづくりの意向、事業性の評価)	都市計画道路の計画(計画路線が幅寄せ令に適合しているかどうかにあわせて、計画の進捗状況、計画の進捗状況、計画の進捗状況)	係止・変更の影響予測(交通量・用地費・用地費率の活用)	市街への公衆・意見反映	見直しサイクル	備考
岐阜県	都市計画道路見直し指針 平成20年7月(定期変更)	①見直し候補路線の選定 ②見直し家の作成	重要路線の見直し(重要路線は「保留」)	都市計画道路 交通・防災・環境空間、市街地形成の計画	未着手時期 記載なし	都市計画道路の区分関係	必要性の検討(必要性の検討、必要性の検討、必要性の検討)	交通・防災・環境空間、市街地形成の計画	環境への影響(まちづくりの意向、事業性の評価)	都市計画道路の計画(計画路線が幅寄せ令に適合しているかどうかにあわせて、計画の進捗状況、計画の進捗状況、計画の進捗状況)	係止・変更の影響予測(交通量・用地費・用地費率の活用)	市街への公衆・意見反映	見直しサイクル	備考

表3 都道府県の見直しガイドライン概要(5/10)

都道府県の見直しガイドライン概要

都道府県名	ガイドライン名称	最終策定時期	1) 都道府県道の見直しの手順				2) 見直しの対象路線抽出の考え方				3) 都市計画道路の見直しの観点				4) 廃止・変更の影響予測(交通量・用地取得率)	5) 再評価の公表・意見反映	(6) 見直しサイクル	備考
			(4) 見直し結果の分類(存続、変更、廃止以外)		(5) 見直し検討の深れ		(6) 見直し検討の深れ		(7) 必要性に関する評価		(8) 実現性に関する評価		(9) 総合評価					
			見直し結果の分類(存続、変更、廃止以外)	見直し検討の深れ	見直し結果の分類(存続、変更、廃止以外)	見直し検討の深れ	見直し結果の分類(存続、変更、廃止以外)	見直し検討の深れ	見直し結果の分類(存続、変更、廃止以外)	見直し検討の深れ	見直し結果の分類(存続、変更、廃止以外)	見直し検討の深れ	見直し結果の分類(存続、変更、廃止以外)	見直し検討の深れ				
静岡県	静岡県都市計画道路見直しガイドライン	平成19年3月	記載なし	①要機の必要性の検証 ②配置・規模・機能等の検証 ③新道路網計画での検証	未着手都市計画道路(自動車専用道路など)の検討位置づけられた道路、具体的な事業計画がある道路を除く	記載なし	未着手都市計画道路(自動車専用道路など)の検討位置づけられた道路、具体的な事業計画がある道路を除く	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	記載なし	記載なし	各都市計画区域での都市づくりの方向性を示した都市計画区域マスタープランの考え方に基づき検討を行う。	
愛知県	都市計画道路見直し指針	平成17年9月	記載なし	①要機の必要性の検証 ②配置・規模・機能等の検証 ③新道路網計画での検証	未整備区画(上位計画に位置づけられた道路、骨格的都市計画道路、広域防災上重要な道路、環境計画に適合する道路)は見直し対象外	記載なし	未整備区画(上位計画に位置づけられた道路、骨格的都市計画道路、広域防災上重要な道路、環境計画に適合する道路)は見直し対象外	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	記載なし	概ね10年毎		
三重県	三重県都市計画道路見直しガイドライン	平成19年3月	記載なし	①必要性の検証(広域)②必要性の検証(地域)③影響要因の検証	未整備の都市計画道路(上位計画に位置づけられた道路)を除く	記載なし	未整備の都市計画道路(上位計画に位置づけられた道路)を除く	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	記載なし	概ね10年毎		
福井県	福井県都市計画道路見直しガイドライン	平成19年2月	記載なし	①必要性の検証(道路機能や代替路線の検証)②必要性の検証(地域)③影響要因の検証	都市計画決定後20年以上経過している路線に該当する未着手区画及び既成区画	記載なし	都市計画決定後20年以上経過している路線に該当する未着手区画及び既成区画	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	記載なし	概ね10年毎		
滋賀県	滋賀県都市計画道路見直し指針	平成19年3月	記載なし	①都市計画道路見直し対象路線の抽出(必要性、実現性、要機の優先性の検証)②都市計画道路見直し対象路線の抽出(必要性、実現性、要機の優先性の検証)③都市計画道路見直し対象路線の抽出(必要性、実現性、要機の優先性の検証)	都市計画決定された「路線等」で、改良済みおよび事業実施中を除く	記載なし	都市計画決定された「路線等」で、改良済みおよび事業実施中を除く	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	都市計画道路の交通、防災、環境空間、市街地形成への影響	記載なし	概ね5-10年の計画年度に実施等に合わせて行う		

表3 都道府県の見直しガイドライン概要(6/10)

都道府県の見直しガイドライン概要

都道府県名	ガイドライン名称	最終策定時期	1) 都市計画道路の見直しの手順		2) 見直しの対象路線抽出の考え		3) 都市計画道路の見直しの観点				4) 廃止・変更の影響(周辺住民の生活)	5) 市民への公表・意見反映	6) 見直しサイクル	備考
			(1)見直し対象の選別(存続、変更、廃止以外)	(7)見直し検討の選別	未着手時期	道路種別	(イ) 必要性に関する評価	(ウ) 総合評価	(イ) 実現性に関する評価	(ウ) 総合評価				
京都府	京都府都市計画道路見直し指針	平成18年7月	(7)見直し検討の選別 記載なし	道路種別 事業未着手となる路線 記載なし	当初都市計画決定後30年以上を自覚として検討を行う(なお、その他の道路は別として30年経過後の見直しも必要とする)	都市計画交通、防災、環境空間、都市形成のMPとの関係 ・府、市町の総合計画や都市計画MPなど ・都市計画における明確な位置づけ ・交通空間 ・都市計画 ・幹線道路との接続状況 ・沿線の市街地集積状況	都市計画交通、防災、環境空間、都市形成のMPとの関係 ・公共施設との重複 ・歴史文化資源との重複 ・街並みや地域コミュニティの維持 ・その他 記載なし	必要性と計画実現上の課題をマトリクスで評価し、廃止候補となつた場合でも、周辺まちづくりやプロシエクトへの影響、副産物への活用、交通空間の確保が、今後の土地利用の課題により最終的に判断	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	廃止候補路線の選定後、関係機関等への周知の取組	概ね5年～10年毎に行う	
大阪府	都市計画(道路)見直し基本方針	平成23年5月	(7)見直し検討の選別 記載なし	事業未着手の都市計画道路 記載なし	上位計画における位置づけを明確に ・必要性の検証 ・都市計画との整合性を確認 ・都市計画との整合性を確認 ・都市計画との整合性を確認	【上位計画との整合性を確認】 ・必要性の検証 ・都市計画との整合性を確認 ・都市計画との整合性を確認	必要性の検証 ・都市計画との整合性を確認 ・都市計画との整合性を確認	再検討 ・交通安全機能 ・防災機能	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	概ね10年毎に行う ・必要性の検証 ・都市計画との整合性を確認 ・都市計画との整合性を確認	主に市街化区域内に存在しないものは廃止候補としない
兵庫県	都市計画道路見直しガイドライン	平成23年5月	(7)見直し検討の選別 記載なし	未着手の都市計画道路 記載なし	①見直しに際しては、上位計画との整合性を確認し、都市計画との整合性を確認する ②都市計画との整合性を確認する ③都市計画との整合性を確認する ④都市計画との整合性を確認する	①見直しに際しては、上位計画との整合性を確認し、都市計画との整合性を確認する ②都市計画との整合性を確認する ③都市計画との整合性を確認する ④都市計画との整合性を確認する	必要性の検証 ・都市計画との整合性を確認 ・都市計画との整合性を確認	記載なし	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	道路の分類により、必要に応じて関係機関との協議を行う
奈良県	奈良県都市計画道路見直しガイドライン	平成22年7月	(7)見直し検討の選別 記載なし	未着手の都市計画道路 記載なし	①見直しに際しては、上位計画との整合性を確認し、都市計画との整合性を確認する ②都市計画との整合性を確認する ③都市計画との整合性を確認する ④都市計画との整合性を確認する	①見直しに際しては、上位計画との整合性を確認し、都市計画との整合性を確認する ②都市計画との整合性を確認する ③都市計画との整合性を確認する ④都市計画との整合性を確認する	必要性の検証 ・都市計画との整合性を確認 ・都市計画との整合性を確認	記載なし	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	道路の分類により、必要に応じて関係機関との協議を行う
和歌山県	和歌山県都市計画道路見直し方針	平成25年5月	(7)見直し検討の選別 記載なし	都市計画道路 記載なし	①見直しに際しては、上位計画との整合性を確認し、都市計画との整合性を確認する ②都市計画との整合性を確認する ③都市計画との整合性を確認する ④都市計画との整合性を確認する	①見直しに際しては、上位計画との整合性を確認し、都市計画との整合性を確認する ②都市計画との整合性を確認する ③都市計画との整合性を確認する ④都市計画との整合性を確認する	必要性の検証 ・都市計画との整合性を確認 ・都市計画との整合性を確認	記載なし	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	記載なし 必要に応じて関係機関との協議	道路の分類により、必要に応じて関係機関との協議を行う

表3 都道府県の見直しガイドライン概要(8/10)

都道府県 ガイドライン 名	最終決定 時期	2) 見直しの対象路線抽出の考え方				3) 都市計画道路の見直しの観点				4) 廃止、 変更の影響 推定(交通 量推計の活 用)	5) 市民へ(6) 見直し の公表・意 見反映	備考
		1) 都市計画道路の見直しの手順		(4) 実現性に関する評 価		(7) 必要性に関する評 価		(9) 総合評価				
		(7) 見直し検討の流れ	(4) 見直し結果の分類 (存続、変更、廃止以 外)	道路種別	未着手路線	都市計画 MAPとの 関係	交通、防災、 環境への影響、 まちづくり、 土地利用、地 域の発展、 社会性、事業 性の評価	代替機能 の評價	環境への影響、 まちづくり、 土地利用、地 域の発展、 社会性、事業 性の評価			
山口県 都市計画道路 の見直し基本 方針	平成16年3月	①路線の必要性の検 討 ②見直しの方向性の検 討(廃止または存続) ③見直し検討路線(区 間)の見直し方針の策定	記載なし	幹線道路のみ	幹線道路のうち以 下のいずれかに該当 するもの ・都市計画決定か ら10年以上経過の 路線 ・都市計画決定後、 都市計画決定の文 化遺産、大規模建 築物等があるもの ・地形的な要因等 により道路構造上 問題のあるもの ・都市計画決定後、 地域の発展に寄与 するもの ・その他個別の理 由を認めるもの ・その他個別の理 由(区間)について も、評価を有するも の ・その他個別の理 由を認めるもの	必要性の 検証の中 で、上位計 画との位置 づけの有 無を確認	路線の必要 性の位置づけ ・都市計画決定 の理由・整備 の必要性 ・道路の接続性、 配向バランス ・機能を代替する 路線の有無	記載なし	記載なし	見直し方針の検証 (自動車交通量による 対比、防犯カメラ、 歩行者カメラ等) 必要性および 廃止、変更後 の件未道路 ネットワークへ の影響分析で 活用	記載なし	定期的に見 直しを行う
香川県 香川県都市計 画道路見直し ガイドライン	平成19年3月	①路線の選定(必 要性、課題の評価) ②廃止、変更路線の選 定 ③廃止、変更路線の理 由(今後、長期計画が 必要でない路線の対比、 関係機関等との協議、 合意形成) ④廃止、変更路線の決 定	記載なし	幹線道路のみ	都市計画決定から 30年以上事業未着 手 ・都市計画決定の目的 ・交通機能 ・交通量 ・都市計画決定の 位置づけ ・交通状況 ・交通状況 ・交通状況	必要性の 検証の中 で、上位計 画との位置 づけの有 無を確認	廃止、変更 路線の選定 ・交通機能 ・交通量 ・都市計画決定の 位置づけ ・交通状況 ・交通状況	記載なし	記載なし	検討路線の選定基準 ・必要性と計画段階上 の位置づけ ・廃止する場合は交 通量、道路状況、まち づくり防犯特性、まち づくり防犯特性の影響 を評価	記載なし	5〜10年に 一度を目途に 行う
徳島県 徳島県都市計 画道路見直し 基本方針(ガイ ドライン)	平成16年12 月	①必要性、実現性の評 価 ②総合評価 ③都市計画道路再編 計画(案)	記載なし	未着手の区間を有す る路線	必要性の 検証の中 で、MAPの 位置づけ の有無を確 認	必要性の 検証の中 で、MAPの 位置づけ の有無を確 認	実現性の 検証の中 で、MAPの 位置づけ の有無を確 認	記載なし	記載なし	必要性および 廃止、変更後 の件未道路 ネットワークへ の影響分析で 活用	記載なし	概ね10年を 目安に 目途
愛媛県 愛媛県都市計 画道路見直し ガイドライン	平成20年3月	①路線の必要性の検証 ②検討路線の検証 ③事業の実現性の検証 ④見直し方針の策定	記載なし	幹線道路のみ、未定 案、10年以上事業 着手の予定がない路 線	必要性の 検証の中 で、上位計 画との位置 づけの有 無を確認	必要性の 検証の中 で、上位計 画との位置 づけの有 無を確認	必要性の 検証の中 で、上位計 画との位置 づけの有 無を確認	記載なし	記載なし	必要性および 廃止、変更後 の件未道路 ネットワークへ の影響分析で 活用	記載なし	見直し方針の 見直しに ネットワークへ の影響分析で 活用

表3 都道府県の見直しガイドライン概要(10/10)

都道府県 ガイドライン 名	最終決定 時期	1) 都市計画道路の見直しの手順			2) 見直しの対象路線抽出の考え方			3) 都市計画道路の見直しの観点			4) 優先・重要 事項(交通 量増計画の 活用)	5) 市民への 公表・意見 反映	6) 見直し サイクル	備考
		(7)見直し検討の流れ	(4)見直し結果の分類 (付録、変更、廃止以外)	道路種別	未着手時期	(7) 必要性に関する評価		(イ) 実現性に関する評価	(ウ) 総合評価					
						都市計画 道路の 種別	必要性に関する 評価			実現性に関する 評価				
大分県 都市計画 道路見直し ガイドライン	平成17年4月	①都市における道路の 計画と都市計画 との関係 ②都市計画道路の 計画と都市計画 との関係 ③都市計画道路の 計画と都市計画 との関係	記録なし	長期未着手のまま となっている道路	計画決定から既に 事業化の目的が たっていない区域 マスタープランに 位置づけられない 道路	必要性の 観点から 評価 ・交通整理機能 ・都市計画形成機能 ・空間機能 ・その他(代官機能)	必要性の観点 から評価 ・事業性の確保 ・経済的効果 ・構造上の問題	記録なし	記録なし	必要性の観点 から活用	必要性、優先 順位から住民 参加を行う	概ね10年を 目安とし検討		
宮崎県 都市計画 道路見直し ガイドライン	平成19年4月	①見直し対象路線の 計画と都市計画 との関係 ②見直し対象路線 の計画と都市計画 との関係 ③見直し対象路線 の計画と都市計画 との関係	記録なし	自動車専用道路を除 く未着手都市計画道 路(幹線道路、区道 道路、特殊道路)	必要性の 観点から 評価 ・交通整理機能 ・市街地形成機能 ・空間機能 ・その他(代官機能)	必要性の 観点から 評価 ・周辺環境への影響 ・事業・構造上の問題 ・社会経済状況	実現性の 観点から 評価 ・周辺環境への影響 ・事業・構造上の問題 ・社会経済状況	必要性と実現性を 両面で評価し、 総合評価	記録なし	重要、廃止 した場合の影響 の検証に活用	いすれの段階 においても住 民との参加を 確保する	記録なし		
徳島県 都市計画 道路見直し ガイドライン	平成20年6月	①将来都市像及び都市 計画道路網の現状、課 題の明確化 ②見直し対象路線 の計画と都市計画 との関係 ③見直し対象路線 の計画と都市計画 との関係	記録なし	幹線道路のみ	必要性の 観点から 評価 ・都市計画決定趣旨 ・上位計画における重要位置づけ ・都市計画との関係 ・代官機能の有無	必要性の 観点から 評価 ・環境・文化資源が立地して いる新による開発 ・二次的改良に課題がある ・計画が不適当になってい るか	実現性の 観点から 評価 ・環境・文化資源が立地して いる新による開発 ・二次的改良に課題がある ・計画が不適当になってい るか	記録なし	記録なし	重要、廃止 した場合の影響 の検証に活用	概ね10年とす る。			●上位計画の策定年次 から相対的時間が経過 し、将来都市像と都市計 画道路網との関係が 社会経済状況の変化等 に反映していない場合 将来都市像そのものを 見直し検討する必要も ある
沖縄県 都市計画 道路見直し ガイドライン (案)	平成16年10 月	①検討路線の選別 ②基本データの整理 ③都市計画道路の必要 性の検討 ④都市計画道路の現 状の把握 ⑤見直し候補路線の選 定	記録なし	都市計画マスター プランに事業着手 のめどがたっていない 都市計画道路(直 轄道を除く)	必要性の 観点から 評価 ・ネットワーク機能、交通機能 ・まちづくり支援、防災・保安活動支援 ・その他の観点	実現性の 観点から 評価 ・環境状況 ・経済状況 ・社会状況 ・その他	必要性と実現性を 両面で評価し、 総合評価	記録なし	記録なし	必要性の観点 から活用	必要性の 観点から 住民参加と 意見反映	5年ごとの再 検討と10年ご との見直し		

表4 政令市の見直しガイドライン概要(1/5)

政令市の見直しガイドライン概要

政令市	ガイドライン	最終策定時期	1) 都市計画道路の見直しの手順		2) 見直しの対象路線抽出の考え方		3) 都市計画道路の見直しの観点		(ウ)総合評価	4) 廃止・変更の影響(交通量推計の活用)	5) 市民への公表・意見反映	6) 見直しサイクル	備考
			(イ)見直し検討の流れ	(ロ)見直し結果の分類(存続、変更、廃止以外)	道路種別	未着手時期	都市計画	都市計画					
札幌市	札幌市都市計画道路の見直し方針	平成20年3月	①未着手の都市計画道路 ②見直し検討対象の抽出 ③見直し検討対象の分類 ④見直しの検証	未着手路線(主として幹線道路等)と、事業化を促進する路線(主として支線道路等)とを区別し、事業化を促進する路線を抽出する。	都市計画決定から10年以上経過している路線	都市計画決定から10年以上経過している路線	交通、防災、環境空間、市街地形成の観点から、都市計画道路の見直しを行う。	必要性の観点から、都市計画道路の見直しを行う。	記載なし	ハブリンク機能の強化、支線道路の整備、支線道路の整備、支線道路の整備	記載なし		
仙台市	仙台市都市計画道路の見直し方針	平成21年3月	①見直しの地点に基づく見直し ②見直し対象の抽出 ③見直し対象の抽出 ④見直しの検証	未着手の道路は、主に幹線道路等と、事業化を促進する路線(主として支線道路等)とを区別し、事業化を促進する路線を抽出する。	都市計画決定から10年以上経過している路線	都市計画決定から10年以上経過している路線	交通、防災、環境空間、市街地形成の観点から、都市計画道路の見直しを行う。	必要性の観点から、都市計画道路の見直しを行う。	記載なし	支線道路の整備、支線道路の整備、支線道路の整備	記載なし		
さいたま市	さいたま市都市計画道路の見直し方針	平成23年11月	①見直しの地点に基づく見直し ②見直し対象の抽出 ③見直し対象の抽出 ④見直しの検証	未着手の道路は、主に幹線道路等と、事業化を促進する路線(主として支線道路等)とを区別し、事業化を促進する路線を抽出する。	都市計画決定から10年以上経過している路線	都市計画決定から10年以上経過している路線	交通、防災、環境空間、市街地形成の観点から、都市計画道路の見直しを行う。	必要性の観点から、都市計画道路の見直しを行う。	記載なし	支線道路の整備、支線道路の整備、支線道路の整備	記載なし		
千葉市	千葉市都市計画道路の見直し方針	平成18年9月	①見直しの地点に基づく見直し ②見直し対象の抽出 ③見直し対象の抽出 ④見直しの検証	未着手の道路は、主に幹線道路等と、事業化を促進する路線(主として支線道路等)とを区別し、事業化を促進する路線を抽出する。	都市計画決定から10年以上経過している路線	都市計画決定から10年以上経過している路線	交通、防災、環境空間、市街地形成の観点から、都市計画道路の見直しを行う。	必要性の観点から、都市計画道路の見直しを行う。	記載なし	支線道路の整備、支線道路の整備、支線道路の整備	記載なし		
川崎市	川崎市都市計画道路の見直し方針	平成20年3月(最終策定) 平成20年6月(再見直し方針)	①見直しの地点に基づく見直し ②見直し対象の抽出 ③見直し対象の抽出 ④見直しの検証	未着手の道路は、主に幹線道路等と、事業化を促進する路線(主として支線道路等)とを区別し、事業化を促進する路線を抽出する。	都市計画決定から10年以上経過している路線	都市計画決定から10年以上経過している路線	交通、防災、環境空間、市街地形成の観点から、都市計画道路の見直しを行う。	必要性の観点から、都市計画道路の見直しを行う。	記載なし	支線道路の整備、支線道路の整備、支線道路の整備	記載なし		
横浜市	横浜市都市計画道路の見直し方針	平成18年2月	①見直しの地点に基づく見直し ②見直し対象の抽出 ③見直し対象の抽出 ④見直しの検証	未着手の道路は、主に幹線道路等と、事業化を促進する路線(主として支線道路等)とを区別し、事業化を促進する路線を抽出する。	都市計画決定から10年以上経過している路線	都市計画決定から10年以上経過している路線	交通、防災、環境空間、市街地形成の観点から、都市計画道路の見直しを行う。	必要性の観点から、都市計画道路の見直しを行う。	記載なし	支線道路の整備、支線道路の整備、支線道路の整備	記載なし		
相模原市	相模原市都市計画道路の見直し方針	平成25年3月	①見直しの地点に基づく見直し ②見直し対象の抽出 ③見直し対象の抽出 ④見直しの検証	未着手の道路は、主に幹線道路等と、事業化を促進する路線(主として支線道路等)とを区別し、事業化を促進する路線を抽出する。	都市計画決定から10年以上経過している路線	都市計画決定から10年以上経過している路線	交通、防災、環境空間、市街地形成の観点から、都市計画道路の見直しを行う。	必要性の観点から、都市計画道路の見直しを行う。	記載なし	支線道路の整備、支線道路の整備、支線道路の整備	記載なし		

表 4 政令市の見直しガイドライン概要 (2 / 5)

政令市の見直しガイドライン概要

政令市	ガイドライン名	最終策定時期	1) 都市計画道路の見直しの手順		2) 見直しの対象路線抽出の考え方		3) 都市計画道路の見直しの観点				(ウ) 総合評価	4) 廃止・変更(公家・意見反映)の活用	5) 市民への公表・意見反映	(6) 見直しスケジュール	備考	
			(ア) 見直し結果の分類(存続・変更・廃止以外)	(イ) 見直し検討の流れ	道路種別	未着手時期	都市計画MPとの関係	(イ) 実現性に関する評価	(イ) 実現性に関する評価	(イ) 実現性に関する評価						(イ) 実現性に関する評価
新潟市	都市計画道路の見直し方針	平成22年3月	(イ) 見直し結果の分類(存続・変更・廃止以外)	必要がなく、「更なる検討」が行われ、現段階では必要性的な見直しは行われない。必要性的な見直しは、都市計画道路の分類上、事業性や事業性上の評価を総合的に判断し、今後の対応を判断。	道路種別	都市計画決定から20年を経過している区間を含む路線	未着手時期	都市計画決定から20年を経過している区間を含む路線	都市計画MPとの関係	上位計画との位置づけ ・都市計画の向上 ・都市環境・防災の向上	環境・まちづくりへの影響 ・都市環境・防災の向上 ・都市環境・防災の向上	必要性的な見直しは、事業性や事業性上の評価を総合的に判断し、今後の対応を判断。	「更なる検討」が行われ、現段階では必要性的な見直しは行われない。必要性的な見直しは、都市計画道路の分類上、事業性や事業性上の評価を総合的に判断し、今後の対応を判断。			
静岡市	第2回都市計画見直し指針(予定)	平成20年1月	(イ) 見直し結果の分類(存続・変更・廃止以外)	記載なし	道路種別	全路線(評価)の時点で、都市計画決定から20年を経過している区間を見直し対象とする	未着手時期	記載なし	都市計画MPとの関係	【ステップ1】 ・都市計画の向上 ・都市環境・防災の向上	代議選後の見直しを評価	ネットワークの連続性、集約型都市としての道路の配置状況など、総合的に評価	【ステップ1】 第4回ハローワークの開催 ・都市計画の向上 ・都市環境・防災の向上	「静岡市都市計画道路見直し指針(案)平成29年1月1日リリースコメント」(P23,123~124)		
浜松市	都市計画道路見直し指針	平成24年12月	(イ) 見直し結果の分類(存続・変更・廃止以外)	記載なし	道路種別	全ての都市計画道路	未着手時期	記載なし	都市計画MPとの関係	【ステップ1】 ・都市計画の向上 ・都市環境・防災の向上	実現性の高い行政運営・効率的なマネジメント	ネットワークの連続性、集約型都市としての道路の配置状況など、総合的に評価	【ステップ1】 第4回ハローワークの開催 ・都市計画の向上 ・都市環境・防災の向上	「静岡市都市計画道路見直し指針(案)平成29年1月1日リリースコメント」(P23,123~124)		
名古屋	都市計画道路見直し指針	平成28年6月	(イ) 見直し結果の分類(存続・変更・廃止以外)	記載なし	道路種別	未着手路線・区間	未着手時期	記載なし	都市計画MPとの関係	【ステップ1】 ・都市計画の向上 ・都市環境・防災の向上	実現性の高い行政運営・効率的なマネジメント	ネットワークの連続性、集約型都市としての道路の配置状況など、総合的に評価	【ステップ1】 第4回ハローワークの開催 ・都市計画の向上 ・都市環境・防災の向上	「静岡市都市計画道路見直し指針(案)平成29年1月1日リリースコメント」(P23,123~124)		

表 4 政令市の見直しガイドライン概要 (4/5)

政令市の見直しガイドライン概要

政令市	ガイドライン名	最終決定時期	1) 都市計画道路の見直しの手順		2) 見直しの対象路線抽出の考え方		3) 都市計画道路の見直しの観点				4) 県上・市県境への影響確認(交通量推計の活用)	5) 市県への影響(公費・急ぎ反) 缺	6) 見直しサイクル	備考	
			(7) 見直し検討の流れ	(4) 見直し結果の分類(存続、変更、廃止以外)	道路種別	未着手時期	都市計画道路との関係	(7) 必要に関する評価(交通・防災・環境空間・市街地形成の評価)	(7) 総合評価	(7) 総合評価					
岡山市	岡山県の見直しガイドライン(後)を市HPで公表	平成17年3月	①見直し検討の流れ ②見直し検討の抽出 ③見直し結果の抽出 ④見直し結果の抽出 ⑤見直し結果の抽出 ⑥見直し結果の抽出 ⑦見直し結果の抽出	記載なし	上級計画に位置付けられていない道路	30年以上経過	見直し検討の抽出 路線の抽出 路線の抽出 路線の抽出 路線の抽出 路線の抽出	見直しにより見直しされるものは、必要に応じて使用するものとする	記載なし	見直しについて将来の需要ハラスを検証	見直しについて将来の需要ハラスを検証	一般的な都市計画決定の遅れに気づいた手続	概ね10年に1回		
広島市	都市計画道路見直しの基本方針	平成18年11月	①見直し検討対象候補路線の選別 ②見直し検討対象候補路線の選別 ③見直し検討対象候補路線の選別 ④見直し検討対象候補路線の選別 ⑤見直し検討対象候補路線の選別	記載なし	特設道路で未着手の路線は、20年未満でも、別選計画が優先するなどの理由で未着手路線	20年以上未着手	見直しについて将来の需要ハラスを検証	見直しについて将来の需要ハラスを検証	見直しについて将来の需要ハラスを検証	見直しについて将来の需要ハラスを検証	見直しについて将来の需要ハラスを検証	見直しについて将来の需要ハラスを検証	見直しについて将来の需要ハラスを検証	見直しについて将来の需要ハラスを検証	見直しについて将来の需要ハラスを検証
北九州市	都市計画道路見直しの見直しについて	平成16年12月	1. 特設道路ネットワークの再構築 2. 優先度の明確化 3. 計画路線の必要性が低い路線の早期廃止 4. 道路の早期廃止 5. 見直しに際しては地域の意見を重視する	現時点では判断を保留し適切な時期に再検討する区域(「保留」)	未着手区間及び特設道路の強化箇所	記載なし	見直しについて将来の需要ハラスを検証	見直しについて将来の需要ハラスを検証	見直しについて将来の需要ハラスを検証	見直しについて将来の需要ハラスを検証	見直しについて将来の需要ハラスを検証	見直しについて将来の需要ハラスを検証	見直しについて将来の需要ハラスを検証	見直しについて将来の需要ハラスを検証	見直しについて将来の需要ハラスを検証

表 4 政令市の見直しガイドライン概要 (5/5)

政令市の見直しガイドライン概要

政令市	ガイドライン名	最終策定時期	1) 都市計画道路の見直しの手順		2) 見直しの対象路線抽出の考え方		3) 都市計画道路の見直しの観点				4) 後述の変更の影響(設計の活用)	5) 市民への公表・意見交換	6) 見直しサイクル	備考
			(イ) 見直し結果の分類(存続、変更、廃止以外)		未着手時期	都市計画MPとの関係	(イ) 現況性に関する評価	(ウ) 総合評価	(イ) 現況性に関する評価	(ウ) 総合評価				
			(イ) 見直し結果の分類(存続、変更、廃止以外)	未着手時期										
福岡市	福岡市都市計画道路見直しガイドライン	平成19年12月	①検討対象路線の選定 ②現況把握 ③現況把握 ④現況把握 ⑤現況把握 ⑥総合評価	記載なし	未着手の都市計画道路、都市計画決定後、10年以上経過し、かつ現況で事業化予定のない路線	都市計画MPとの関係 記載なし	(イ) 現況性に関する評価 ①交通機能 ②自動車の内滑り(経済緩和、高速道路の利用促進、沿道沿線の解消) ③歩行者や自転車の安全性向上(BF化、事故減少、交通量多) ④歩行者や自転車の安全性向上(BF化、事故減少、交通量多) ⑤歩行者や自転車の安全性向上(BF化、事故減少、交通量多) ⑥歩行者や自転車の安全性向上(BF化、事故減少、交通量多)	(ウ) 総合評価 総合評価 総合評価	(イ) 現況性に関する評価 ①交通機能 ②自動車の内滑り(経済緩和、高速道路の利用促進、沿道沿線の解消) ③歩行者や自転車の安全性向上(BF化、事故減少、交通量多) ④歩行者や自転車の安全性向上(BF化、事故減少、交通量多) ⑤歩行者や自転車の安全性向上(BF化、事故減少、交通量多) ⑥歩行者や自転車の安全性向上(BF化、事故減少、交通量多)	(ウ) 総合評価 総合評価 総合評価	後述の変更の影響(設計の活用)	市民への公表・意見交換 パブリックコメント	見直しサイクル	・結果を適宜に基づき、概要やネットワークの強化等についての検討必要性を明示 平成24年3月に「福岡市都市計画道路見直し実施計画」を策定し、「見直し実施計画」(道路約16.2km)を策定
熊本県	熊本県都市計画道路見直しガイドライン	平成17年11月	①全線未着手及び未着手区間が大半の路線 ②市町村界をまたぐ区間において、中期整備以外の位置づけにある路線及び区間を含む路線 ③都市計画決定後、20年以上経過した路線 ④都市計画決定後、20年以上経過した路線	記載なし	①全線未着手及び未着手区間が大半の路線 ②市町村界をまたぐ区間において、中期整備以外の位置づけにある路線及び区間を含む路線 ③都市計画決定後、20年以上経過した路線 ④都市計画決定後、20年以上経過した路線	都市計画MPとの関係 記載なし	(イ) 現況性に関する評価 ①交通機能 ②自動車の内滑り(経済緩和、高速道路の利用促進、沿道沿線の解消) ③歩行者や自転車の安全性向上(BF化、事故減少、交通量多) ④歩行者や自転車の安全性向上(BF化、事故減少、交通量多) ⑤歩行者や自転車の安全性向上(BF化、事故減少、交通量多) ⑥歩行者や自転車の安全性向上(BF化、事故減少、交通量多)	(ウ) 総合評価 総合評価 総合評価	(イ) 現況性に関する評価 ①交通機能 ②自動車の内滑り(経済緩和、高速道路の利用促進、沿道沿線の解消) ③歩行者や自転車の安全性向上(BF化、事故減少、交通量多) ④歩行者や自転車の安全性向上(BF化、事故減少、交通量多) ⑤歩行者や自転車の安全性向上(BF化、事故減少、交通量多) ⑥歩行者や自転車の安全性向上(BF化、事故減少、交通量多)	(ウ) 総合評価 総合評価 総合評価	後述の変更の影響(設計の活用)	市民への公表・意見交換 パブリックコメント	見直しサイクル	

盛岡市都市計画道路の都市計画決定に関する訴訟について

1. 訴訟の概要

都市計画道路（昭和13年3月5日 都市計画決定）の区域内に土地及び建物を所有する原告が、長年にわたり建築制限を受けてきたことについて、これは都市計画事業への着手も見直しもないまま放置してきたことによるものであり、都計決定と建築制限の維持は違法であるとして、盛岡市に対して、以下の3点を求めたもの。

- ①都市計画決定の取消
- ②国家賠償法に基づく慰謝料の支払い
- ③憲法に基づく財産権補償

[都市計画道路の概要]

名称：盛岡広域都市計画道路3・4・43号神明前北井崎線
延長・幅員：約1,520m 16m

2. 訴訟経緯

平成11年	原告が盛岡市を被告として盛岡地裁に提訴
平成13年 9月28日	地裁判決：①を却下、②・③を棄却
平成14年 5月30日	高裁判決：原告の控訴を棄却
平成17年10月25日	原告の上告受理（ただし、裁判官全員一致で上告受理の申立て理由の①・②に関する理由は重要ではないとして排除）
平成17年11月 1日	最高裁判決：原告の上告を棄却（ただし、裁判官4人のうち1人から補足意見あり）

3. 判決の概要

① 抗告訴訟の対象について

都市計画決定は、その後続く道路計画事業の認可、施行に関する基本的指針を定めた一般的、抽象的な性質のものに過ぎず、建築制限も、区域内の土地を所有する不特定多数の者に対して一般的、抽象的な効果として生じるものであり、個人の権利ないし法律上の利益に直接の影響を及ぼす性質のものではないこと等から、都市計画決定に当たる本件処分を抗告訴訟の対象とすることはできないと解すべきであり、原告らの訴えは不適法なものとして却下を免れない。

② 国家賠償法に基づく慰謝料請求について

都市計画事業は一般的に長期間を要し、その施行に際しては人員や予算上の制約も少なくないものであり、都市全体に対する当該道路の優先度を見定めながら整備を進めざるを得ない性格のものであるため、結果的に特定路線の一部区間が長期間事業に着手されないとしても、そのことから直ちに都市計画決定権者が有する法的義務に違反しているとはいえない。

それを超えて、正当な理由がないにもかかわらず、都市計画事業自体が長期間全く進行していないとか、当該特定路線の必要性が見直されるべきであるのに、これが長期間放置されているとかという特別の事情がない限り、市町村の下した判断は、裁量権の範囲内のものとして違法になることはないと解するのが相当である。

盛岡市の場合、都市計画道路全体について漸次見直しを実施してきており、それらの中で本路線の重要性を検討し、その必要性を確認した上で変更を行わなかったこと、都市計画事業総体としてみれば、漸次整備を進行させてきていることの実事が認められる。こうした諸事情を総合考慮すると、都市計画が60年以上の長期間にわたって事業化されるに至っていないことを考慮に入れても、その状態は未だ都市計画決定権者である市町村に認められる裁量権の範囲内に止まっているというべきであり、都市計画の実施又は変更について権限を有している公務員がその職務上の法的義務に違反したものと認められず、請求は理由がない。

③ 財産権の補償について

本件土地に対する建築制限は、一般的に当然に受忍すべきものとされる制限の範囲を超えて特別の犠牲を課せられたものということがいまだ超えるものではないことから、憲法29条3項を根拠として、損失につき補償請求をすることはできないものというべきである。

4. 最高裁判所裁判官による補足意見

最高裁では、全員一致の意見で判決（上告棄却）がなされているが、藤田宙靖裁判官より補足意見として、建築制限が長期間にわたる場合の損失補償の要否について以下の見解が示された。

- ・ 公共の利益を理由として建築制限が損失補償を伴うことなく認められるのは、その制限が都市計画の実現を担保するために必要不可欠であり、かつ、権利者に無補償での制限を受忍させることに合理的な理由があることを前提とした上でのことというべきであるから、そのような前提を欠く事態となった場合には、都市計画制限であることを理由に補償を拒むことは許されないものというべき。
- ・ 建築制限に対する受忍限度を考える際には、制限の内容と同時に、制限の及ぶ期間が問題とされなければならないと考えられるものであり、本件における建築制限程度のものであっても、60年にわたって制限が課せられている場合に損失補償の必要は無いという考え方には大いに疑問がある。
- ・ 原審は、一般的な建築制限について指摘するに止まり、60年以上経過しているという特有の事情についての判断が明示されていない、という限りでは、上告論旨には理由があるものというべきである。
- ・ 都市計画制限の及ぶ期間と損失補償の要否の問題について、一切の判断をしていないことから原審判決を破棄し、仙台高裁に差し戻すことも考えられないではない。
- ・ しかし、原告の土地の所在する地域は、第1種住居地域（容積率200／建蔽率60）であり、高度な土地利用が従来行われていた地域でも、現にそれが予定されている地域でもない。
- ・ 本件土地の上に現に存在する上告人の共有に係る建築物は、木造瓦葺平家建の居宅であり、これを改築するには法53条1項ただし書1号により許可を受けることを要しないこととなり、また、これと同程度の規模及び構造の建築物を再度建築することは法54条3号により許可されると考えられる。
- ・ 上告人の土地のうち予定区域内に含まれるのは、全体の約4分の1にとどまることから、残余の部分を敷地として法54条3号に該当する最大の建築物を許可の下に建築すれば、上記の容積率、建ぺい率の上限に近いものとなると考えられる。
- ・ このような本件土地に関する具体的事情に照らせば、建築制限が長期間にわたっていることを考慮に入れても、特別の犠牲とまでいうことはできず憲法29条3項を根拠とする補償を必要とするとはいえない。

静岡県都市計画道路の都市計画決定に関する訴訟について

1. 訴訟の概要

都市計画法第53条に基づく、都市計画道路の区域内における住民の建築許可申請に対して、静岡県が不許可とした処分の取り消しを求め争ったもの。

2. 訴訟経緯

平成 9年	住民1人が建築不許可処分取消訴訟を提訴
平成10年	住民5人が建築不許可処分取消訴訟を提訴
平成15年11月27日	一審・静岡地裁判決 県側勝訴
平成17年10月20日	東京高裁 県側敗訴
平成20年 3月11日	最高裁決定 県の上告を棄却

3. 争点

静岡県が建築申請に対して、都市計画施設に関する都市計画に適合しないことを理由に不許可としたため、不許可理由の前提となる都市計画の違法性を争い、当該不許可処分の取り消しを求めたもの。

4. 判決の概要（都市計画決定を違法とした理由）

都道府県知事が、都市計画を決定するに際しての裁量は、都市計画法第13条第1項（都市計画基準）に従って、土地利用や交通等の現況及び将来の見通しを勘案し、都市計画法第6条第1項の規定による基礎調査の結果等を基に決定されることとなるが、この調査結果において、将来交通量について、現実に人口減少傾向が見られるゾーンほど可能収容人口の残容量が多くなり、それに対応して将来予測される交通量も増加するという予測手法を用いたことに合理性を欠くものがある。また、伊東市の平成22年における総人口の予測について過大に設定されているという点に問題があり、合理性に疑いがあること等から、法第13条の趣旨に反しており違法であるとした。

よって、都市計画に適合しないことを理由した建築不許可処分は取り消すこととされた。

5. 最高裁の決定

県の上告を棄却する決定。これにより、東京高裁判決が確定した。